

## 別紙3

### 植栽管理業務仕様書

#### 1 目的

本業務は、施設における樹木等植栽管理(灌水、除草、低木高木剪定等)等全般を行うもので、衛生管理上、外観上の観点から常に健全な状態を維持することを目的とする。

#### 2 業務期間

原則として、施設の運営に支障のないよう実施する。

#### 3 業務場所

紫式部と国府資料館及びその敷地とする。

#### 4 業務内容

##### (1) 通常用務

植栽管理業務従事者は、業務管理責任者の指示に従って、適切な管理を行わなければならない。

###### ア 樹木等管理

- ・敷地内の植栽物の散水、施肥、防虫対策、剪定、雪囲い等の必要な育成管理を行うこと。

###### イ 除草

機械除草は周辺に十分に注意し、飛び石等により人体や建物、車両、その他構造物に被害を与えないよう作業方法や作業日時に配慮すること。

###### ウ 落ち葉等の除去

敷地内の樹木等から落下した葉や枝は、定期的に除去し美観を保つこと。

##### (2) その他

仕様書に記載がないものの、契約後に市が美観又は建物管理上必要と判断し、要請したものは協議のうえ、適宜、実施しなければならない。

#### 5 経費負担

業務実施に必要となる消耗品等は受託者が負担する。

#### 6 禁止事項

受託者は、控室・器具置場の改造、控室への業務に関係のない物品の搬入及びこれらに類する行為をしてはならない。

## 7 規律事項

受託者は、植栽管理業務従事者が次の事項を遵守するよう指導しなければならない。

- (1) 現場責任者は、作業中の事故における責任の所在を明確にするとともに、万一事故が発生した場合には、直ちに市に連絡すること。
- (2) 植栽管理用具は、必ず所定の場所に整理格納し、所定外の場所には絶対に置かないこと。
- (3) 業務上知り得た秘密は、一切他に漏らさないこと。

## 8 その他

- (1)受託者は、植栽管理業務従事者の風紀及び規律並びに衛生の保持に関し、一切の責任を負わなければならない。
- (2)受託者は、植栽管理業務従事者が作業実施にあたり、建物、工作物等又は第三者に対して損害を与えたときは、損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、建物及び設備の不完全等受託者の責めに帰さない原因によるときは、この限りでない。